

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

保養施設利用補助事業について（通知）

組合員とその被扶養者の元気回復と健康の増進を図ることを目的とし、下記のとおり保養施設利用補助事業を実施しますので、貴所属所職員に周知をお願いします。

記

1 昨年度からの変更点及び留意事項

●変更点

補助の対象となる宿泊が **1人1泊6,000円（税抜）以上**の宿泊に限ることになりました。

★留意点

年間を通じての**補助利用泊数の上限は12泊まで**

なお、被扶養者の補助泊数は、当該組合員の補助泊数に合算されます。

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（例）組合員と、被扶養者である配偶者及び子2名（計4名）が3泊した場合 4名×3泊＝12泊 ※1回の宿泊で上限に達することもありますのでご注意ください。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|

2 事業の内容

組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者が、**1人1泊6,000円（税抜）以上**の公立学校共済組合の保養施設に宿泊した場合、1人1泊につき3,000円補助します。

3 補助の方法

組合員証（被扶養者は被扶養者証）又は組合員資格証明書を保養施設に提示の上、「宿泊利用補助申請書」を提出し、利用料金から補助金額を差し引いた金額を保養施設に支払うものとします。

4 利用料金

保養施設は組合員料金で利用することができ、組合員料金からさらに保養施設利用補助を受けることが可能です。施設によって利用の条件や料金が異なりますので、予約の際は必ず確認してください。

また、レクリエーション補助との併用も可能です。

5 その他

利用にあたっては、裏面「令和6年度保養施設利用補助について」を併せて御覧ください。

担当：教育局教育総務部福利課 厚生担当
電話：048-830-6703

令和6年度 保養施設利用補助について

- 1 補助対象となる利用内容
保養又は行楽を目的として旅行し、別表の保養施設へ宿泊した場合とする。
ただし、**次の場合は補助対象外とする。**
 - (1) 公務出張（研修を含む。）による利用
 - (2) 宿泊を伴わない利用
 - (3) 利用金額が補助金相当額に満たない利用や、クーポン券等による利用
 - (4) **組合員証（被扶養者証）又は組合員資格証明書を持参しない利用**
- 2 実施期間
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとする。
- 3 補助対象者
利用日現在において、公立学校共済組合埼玉支部の組合員（任意継続組合員を含む。）又は被扶養者の資格を有する者。（公立学校共済組合の組合員証（被扶養者証）又は組合員資格証明書を所持している者。）
- 4 補助金額
1人1泊6,000円（税抜）以上の施設に宿泊した場合、1人1泊につき3,000円を補助する。
- 5 補助対象泊数
年間を通じての**補助利用泊数の上限は12泊まで**とする。
（なお、被扶養者の補助泊数は、当該組合員の補助泊数に**合算**されます。）
- 6 補助金相当額の返納
組合員資格のない方の御利用があった場合（補助対象者ではないにもかかわらず補助を受けた場合）は、補助金額を施設に**返納**しなければならない。
- 7 その他
施設により利用料金・休館日等が異なります。
御予約の際は、必ず諸条件を確認すること。

■ 利用方法

- (1) **予約時に埼玉支部組合員であることを施設に告げる。**
（利用の予約及び取消等については、利用者が直接施設に連絡する。）
- (2) 利用する際に、**組合員証（被扶養者証）又は組合員資格証明書**を必ず持参すること。
- (3) チェックイン時に組合員証（被扶養者証）又は組合員資格証明書を提示し、別添の「**宿泊利用補助申請書**」をコピーするか、下記により、事前にダウンロードしてフロントに提出し、確認を受ける。
- (4) 利用料金から補助金額を差し引いた金額を施設に支払う。

■ 「宿泊利用補助申請書」

公立学校共済組合埼玉支部HPからダウンロードいただけます。

※[トップページ](#) > [埼玉支部トップページ](#) > [厚生サービス](#)を利用する
> [宿泊施設を利用するとき](#) > [保養施設利用補助](#) > [利用方法](#)



令和6年度 保養施設一覽

組合員又はその家族が公立学校共済組合の施設に宿泊した場合、組合員料金で宿泊出来ます。
 さらに、組合員又は被扶養者が、**1人1泊6,000円(税抜)以上**の施設に宿泊した場合、**1人1泊3,000円の補助が年度内12泊まで**受けられます。補助を受ける際は、フロントにて組合員証を提示し、施設に備えてある「**宿泊利用補助申請書**」にご記入の上、提出してください。

(なお、被扶養者への補助回数も、当該組合員の補助回数に合算されます。)

「**宿泊施設利用補助申請書**」は、公立学校共済組合埼玉支部HP又は右記二次元バーコードからダウンロードいただけます。



※公立学校共済組合トップページ>埼玉支部トップページ>厚生サービスを利用する
 >宿泊施設を利用するとき>保養施設利用補助>利用方法

| 都道府県 | 区分 | 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|---------|---------------|----------|------------------|--------------|
| 1 北海道 | 札幌宿泊所 | ホテルライフオー札幌 | 064-0810 | 札幌市中央区南10条西1 | 011-521-5211 |
| 2 岩手 | 盛岡宿泊所 | サンセール盛岡 | 020-0883 | 盛岡市志家町1-10 | 019-651-3322 |
| 3 宮城 | 仙台宿泊所 | ホテル白萩 | 980-0012 | 仙台市青葉区錦町2-2-19 | 022-265-3411 |
| 4 福島 | 飯坂保養所 | あづま荘 | 960-0201 | 福島市飯坂町字中ノ内1-1 | 024-542-3381 |
| 5 茨城 | 水戸宿泊所 | ホテルレイクビュー水戸 | 310-0015 | 水戸市宮町1-6-1 | 029-224-2727 |
| 6 埼玉 | 埼玉宿泊所 | ホテルプリランテ武蔵野 | 330-0081 | さいたま市中央区新都心2-2 | 048-601-5555 |
| 7 千葉 | 千葉宿泊所 | ホテルポートプラザちば | 260-0026 | 千葉市中央区千葉港8-5 | 043-247-7211 |
| 8 富山 | 富山宿泊所 | パレブラン高志会館 | 930-0018 | 富山市千歳町1-3-1 | 076-441-2255 |
| 9 長野 | 長野宿泊所 | ホテル信濃路 | 380-0936 | 長野市中御所岡田町131-4 | 026-226-5212 |
| 10 長野 | 浅間温泉保養所 | みやま荘 | 390-0303 | 松本市浅間温泉3-28-6 | 0263-46-1547 |
| 11 岐阜 | 岐阜宿泊所 | ホテルグランヴェール岐山 | 500-8875 | 岐阜市柳ヶ瀬通6-14 | 058-263-7111 |
| 12 愛知 | 名古屋宿泊所 | ホテル ルブラ王山 | 464-0841 | 名古屋市千種区覚王山通8-18 | 052-762-3105 |
| 13 三重 | 津宿泊所 | プラザ洞津 | 514-0042 | 津市新町1-6-28 | 059-227-3291 |
| 14 京都 | 嵐山保養所 | 花のいえ | 616-8382 | 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9 | 075-861-1545 |
| 15 大阪 | 大阪宿泊所 | ホテルアウィーナ大阪 | 543-0031 | 大阪市天王寺区石ケ辻町19-12 | 06-6772-1441 |
| 16 兵庫 | 神戸宿泊所 | ホテル北野プラザ 六甲荘 | 650-0002 | 神戸市中央区北野町1-1-14 | 078-241-2456 |
| 17 奈良 | 奈良宿泊所 | ホテルリガーレ春日野 | 630-8113 | 奈良市法蓮町757-2 | 0742-22-6021 |
| 18 和歌山 | 和歌山宿泊所 | ホテルアパローム紀の国 | 640-8262 | 和歌山市湊通丁北2-1-2 | 073-436-1200 |
| 19 鳥取 | 鳥取宿泊所 | 白兔会館 | 680-0833 | 鳥取市末広温泉町556 | 0857-23-1021 |
| 20 島根 | 松江宿泊所 | サンラポーむらくも | 690-0887 | 松江市殿町369 | 0852-21-2670 |
| 21 岡山 | 岡山宿泊所 | ピュアリティまきび | 700-0907 | 岡山市北区下石井2-6-41 | 086-232-0511 |
| 22 山口 | 山口宿泊所 | セントコア山口 | 753-0056 | 山口市湯田温泉3-2-7 | 083-922-0811 |
| 23 愛媛 | 道後宿泊所 | にぎたつ会館 | 790-0858 | 松山市道後姫塚118-2 | 089-941-3939 |
| 24 高知 | 高知宿泊所 | 高知会館 | 780-0870 | 高知市本町5-6-42 | 088-823-7123 |
| 25 福岡 | 福岡宿泊所 | 福岡リーセントホテル | 812-0053 | 福岡市東区箱崎2-52-1 | 092-641-7741 |
| 26 福岡 | 北九州宿泊所 | 小倉リーセントホテル | 803-0811 | 北九州市小倉北区大門1-1-17 | 093-581-5673 |
| 27 佐賀 | 佐賀宿泊所 | グランデはがくれ | 840-0815 | 佐賀市天神2-1-36 | 0952-25-2212 |
| 28 長崎 | 長崎宿泊所 | ホテルセントヒル長崎 | 850-0052 | 長崎市筑後町4-10 | 095-822-2251 |
| 29 熊本 | 熊本宿泊所 | 水前寺共済会館グレースシア | 862-0950 | 熊本市中央区水前寺1-33-18 | 096-383-1281 |
| 30 大分 | 別府保養所 | 豊泉荘 | 874-0902 | 別府市青山町5-73 | 0977-23-4281 |
| 31 鹿児島 | 鹿児島宿泊所 | ホテルウェルビューかごしま | 890-0062 | 鹿児島市与次郎2-4-25 | 099-206-3218 |

■それぞれの施設の詳細については「公立共済やすらぎの宿」ホームページへ！ <http://www.kourituyasuragi.jp/>

保養施設にお得に泊まろう！

令和6年度 変更点

保養施設利用補助の対象額が 1人1泊 6,000円以上(税抜)の宿泊に限ることとなりました。

組合員料金 (年に何度でも御利用 OK)

公立学校共済組合の宿泊施設(保養施設)に宿泊した際、一般料金よりも安い、組合員料金で泊まることができます。

【利用方法】

- (1) 予約時に埼玉支部の組合員であることを告げる。
- (2) 利用時に組合員証を提示する。
- (3) 組合員料金となる。

ホテルプリランテ武蔵野 に宿泊した場合(素泊まり)

| | シングル 1人1泊 | ツイン 2人1泊 |
|---------------|--------------|-------------|
| 一般料金 (税込) | 9,600円 | 18,000円 |
| | ▼ | ▼ |
| 組合員料金 (税込) | 8,000円 | 14,800円 |

保養施設利用補助 (年に 12泊まで 利用 OK)

1人1泊 6,000円(税抜)以上の公立学校共済組合の宿泊施設(保養施設)に宿泊した場合、1人1泊につき3,000円の補助が年度内 12泊まで 受けられます。

(なお、被扶養者の補助泊数は、該当組合員の補助泊数に合算されます。)

【利用方法】

- (1) 事前にHPからダウンロードした「宿泊利用補助申請書」に必要事項を記入する。
- (2) 組合員証を提示し、宿泊利用補助申請書をフロントへ提出する。
- (3) 補助額を差し引いた料金を支払う。

さらに！

ホテルプリランテ武蔵野 限定！！

さらに！

1. 宴会宿泊特別割引 (年に何度でも利用OK)

ホテルプリランテ武蔵野で、御料理の金額が5,500円(税込)以上の宴会を利用して宿泊された場合、宿泊料金から1,000円割引します。

② 食事等利用補助 (年に 12回まで 利用 OK)

ホテルプリランテ武蔵野で、レストランや宴会場等を御利用の場合、1人1回につき御食事代(税抜)の半額(上限2,000円)の補助が年度内 12回まで 受けられます。

(なお、被扶養者の補助回数は、当該組合員等の補助回数に合算されます。)

【利用方法】

- ① 宿泊予約時に「宴会宿泊特別割引」を利用の旨を申し出る。
 - ② 事前にHPからダウンロードした「食事等利用補助申請書」を、宴会・レストラン利用時に提出する。
- ※精算時に割引額、補助額を差し引いた料金を支払う。

宿泊利用補助申請書

下記のとおり申請します。

公立学校共済組合埼玉支部長 様

| | | | |
|------------------------|--|--------|--|
| 組合員氏名 | | 組合員証番号 | |
| 所属所名(任意継続組合員は、任意継続と記入) | | | |

記

| 利用日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | 泊 | 日 |
|--------------|----|---|---|---------|---|---|
| 利用者(補助対象者)氏名 | | | | 組合員との続柄 | | |
| | | | | 本人 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

- 注意
- 1 利用の際は、**必ず組合員証を提示**してください。
 - 2 公務による出張での宿泊については対象外です。
 - 3 補助対象者は、組合員及び被扶養者に限ります。(組合員証をお持ちの方)
 - 4 複数の組合員が同時に利用する場合は、組合員毎に申請書を記入してください
 - 5 **1人1泊6,000円(税抜)以上**の宿泊に限ります。
 - 6 一年度内に**12泊まで**となります。被扶養者への補助回数は組合員の補助回数に合算されます。

* 施設使用欄

| 施設名 | 組合員証確認 | 補助泊数(人数×泊数) | 補助金額 |
|-----|--------|-------------|------|
| | | 泊 | 円 |

(1人1泊3,000円の補助)